

○逗子市住民自治協議会等に関する要綱

平成26年 2月24日

逗子市要綱

改正 平成30年12月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、住民自治協議会の設立及びその円滑な運営等を市が支援することにより、地域住民による主体的な地域づくり及び地域自治システムの推進を図り、もって持続可能な地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 概ね小学校区（逗子市立小学校及び中学校の通学区域（昭和49年逗子市教育委員会告示第1号）に定める小学校の通学区域をいう。）をいう。
- (2) 地域住民 地域に在住、在勤の個人並びに地域で事業を行い、又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) 住民自治協議会 地域住民の相互の連携及び協力のもと、地域の課題解決及び地域の個性や実情に応じた地域づくりを目的として、地域住民が主体となって設立する組織をいう。
- (4) 地域づくり 地域の特性や資源を生かしながら、地域の活力と魅力を高め、安心で安全な暮らしやすい地域社会をつくるために地域で行われる取組をいう。
- (5) 地域自治システム 住民自治協議会が地域の課題を自主的、相互扶助的に解決できるようにすることを目的とした市と住民自治協議会との役割分担及び協働の仕組みをいう。

(地域の変更等)

第3条 住民自治協議会（以下「協議会」という。）は、前条第1号に規定する小学校の通学区域に変更が生じたときは、市と協議の上で地域を変更することができる。

2 地域住民は、地域を越えて活動するときは、関係する協議会と協議の上で複数の地域に属することができる。ただし、自治会、町内会等の地縁による団体（以下「自治会・町内会等」という。）は、1つの地域にしか属することができない。

(協議会の役割等)

第4条 協議会は、地域自治システムの推進を図るため、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 自らが取り組む活動方針や地域の短期的及び長期的な地域づくりの目標等を取りまとめた地域づくり計画を策定すること。
- (2) 地域住民が連携及び協力することで、地域住民が行っている活動の活性化又は発展に資するよう努めること。
- (3) 広く地域住民の意見、提案等を聞く機会や手段を持ち、自らが取り組む活動方針に反映させるよう努めること。
- (4) 地域づくりに係る地域住民の意見を代表し、市との協働、調整等を行うこと。
- (5) 当該協議会だけで解決できない課題等の解決について、市に提言等をするこ  
と。

2 協議会は、前項の協議会の役割に資するため、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 地域の情報を広く収集し、併せて広く発信すること。
- (2) 協議会の運営の透明性を担保すること。

3 協議会は、その運営に当たっては、個人情報保護に努めなければならない。

(市の役割)

第5条 市は、地域住民に関わる身近な地域の課題を解決するための活動について、協議会と協議の上で適切に役割を分担するように努めなければならない。

2 市は、協議会と協働して地域自治システムを推進するように努めなければならない。

(協議会の認定要件)

第6条 市長は、次の各号のいずれにも該当する団体を協議会として認定することができる。

- (1) 1つの地域を活動の対象区域として定めていること（ただし、他の協議会が対象区域としている地域を除く。）。
- (2) 持続可能な地域社会の形成を設立の目的としていること。
- (3) 地域の課題解決のために方針を示し、実際に解決に向けた取組を行うこと。
- (4) 地域を代表すると認められる組織であること。
- (5) 協議会の目的、名称、地域、所在地、構成員、代表者、代表者及び役員を選出

方法、意思決定機関の設置、意思決定方法、会計、監査その他協議会を民主的に運営するために必要な事項が明記された規約等を定めていること。

(6) 地域住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参加できる資格を有することを規約等で定めていること。

(7) 第5号の名称に対象区域に存する市立小学校の名称を入れていること。

第7条 前条第4号の地域を代表すると認められる組織とは、地域の自治会・町内会等をはじめ地域で活動する様々な法人その他の団体を複数含む地域住民により構成され、次の(1)から(3)までのうちいずれか2つ及び(4)の要件を満たしているものとする。ただし、(1)から(3)までについては、設立から3年間はいずれか1つを満たせばよいものとする。

(1) 地域で組織されている自治会・町内会等の半数以上が協議会に参加していること。

(2) 協議会に参加している自治会・町内会等の会員数(世帯数)が当該地域で組織されている自治会・町内会等の総会員数(総世帯数)の半数以上であること。

(3) 協議会に参加している自治会・町内会等の区域の面積の合計が当該地域の面積の概ね半分以上であること。

(4) 次のアからキまでのうち複数の団体が参加していること。

ア 逗子市老人クラブ活動等社会活動促進事業費補助金交付要綱(平成7年4月1日施行)第2条各号に規定する老人クラブ

イ 逗子市子ども会連絡協議会に加盟している子ども会(単位又は連合会)

ウ 地域体育団体

エ 逗子市避難所運営委員会補助金交付要綱(平成16年4月1日施行)第2条に規定する避難所運営委員会

オ 保育園、幼稚園、小学校、中学校等の保護者により組織される団体(PTA、保護者会等)

カ 逗子市青少年育成活動推進事業補助金交付要綱(平成21年4月1日施行)第2条第1号に規定する地区青少年育成推進組織

キ 逗子市商店街活性化事業補助金交付要綱(平成元年4月1日施行)第2条第1号に規定する逗子市商店会連合会加盟の商店街団体

(協議会の認定)

第8条 第17条第1項の住民自治協議会設立準備会は、第6条に規定する認定を受けようとするときは、住民自治協議会認定申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、前2条の規定に該当すると認めるものについて、住民自治協議会認定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

（協定の締結）

第9条 市長は、前条の規定により認定した協議会と地域自治システムに係る協働協定を締結するものとする。

（認定内容の変更）

第10条 協議会は、第8条第1項に規定する住民自治協議会認定申請書及び関係書類に記載した事項のうち次に掲げるものに変更が生じたときは、速やかに住民自治協議会認定内容変更申請書（第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 名称
- （2） 地域
- （3） 代表者
- （4） 規約等

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、住民自治協議会認定内容変更承認通知書（第4号様式）により通知しなければならない。

（認定内容の確認）

第11条 市長は、協議会が第6条及び第7条に規定する項目のいずれかを欠くと認められるときは、当該協議会に対し確認を求めることができる。

（認定の取消し）

第12条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協議会の認定を取り消すことができる。

- （1） 正当な理由がなく第6条及び第7条に規定する項目のいずれかを欠くと認められるとき。
- （2） 協議会が解散したとき又は解散したと認められるとき。

(3) その他協議会として適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消しを行うときは、住民自治協議会認定取消通知書（第5号様式）により当該協議会に通知するものとする。

(地域づくり計画の策定)

第13条 協議会は、当該地域住民の意思に基づき、地域ごとの特性、自然環境、歴史、文化等の地域の資源を活用し、当該地域の課題解決及び活性化を目的として、第4条第1項第1号の地域づくり計画を策定しなければならない。

2 市は、地域づくり計画の策定に当たっては、必要に応じ、協議会に対し支援するものとする。

3 協議会は、地域づくり計画を策定したときは、速やかに市長に届け出るものとする。

4 市は、地域づくり計画を尊重し、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、市の各種計画の策定又は施策に反映させるよう努めるものとする。

(協議会の事業等)

第14条 協議会は、地域の課題解決及び地域の個性や実情に応じた地域づくりのため、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 地域の福祉の向上に関する事業
- (2) 地域の子どもの健全育成及び文化に関する事業
- (3) 地域の生活環境の向上に関する事業
- (4) 地域の安全・安心及び活性化に関する事業
- (5) その他地域づくり計画に基づく事業

(平成30年12月1日・一部改正)

(協議会の活動)

第15条 協議会は、すべての地域住民を対象として活動するものとし、その活動が特定の者の利害を生じさせ、又はこれに類することを目的としてはならない。

2 協議会は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政

党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(4) その他市長が不適當であると認める活動

(協議会に対する支援)

第16条 市は、次に掲げる支援について必要な措置を講じるものとする。

(1) 財政的支援

(2) 人的支援

(3) 活動拠点に係る支援

(4) その他市長が必要があると認めること。

2 前項各号に規定する支援の内容については、市長が別に定める。

3 市は、協議会の円滑な運営及び活動を促進するため、協議会の活動及びその活動から生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(住民自治協議会設立準備会の認定要件等)

第17条 協議会を設立しようとする地域住民は、住民自治協議会設立準備会（以下「準備会」という。）を設立しなければならない。

2 市長は、協議会を設立しようとする地域住民で組織する団体が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、準備会として認定することができる。

(1) 代表者が定められていること。

(2) 地域の自治会・町内会等をはじめ地域で活動する様々な法人その他の団体を複数含む地域住民の参加があり、協議会の設立につながることを認められること。

3 準備会の期間は、原則として2年間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、1地域につき1準備会を認定するものとする。

(準用規定)

第18条 第8条、第10条から第12条まで及び第16条の規定は、準備会の認定、認定内容の変更、確認、認定の取消し及び準備会に対する支援について準用する。

(住民自治協議会連絡会の設置)

第19条 市長は、協議会相互の連携等を図り、その運営の活性化及び地域自治システムの発展に資するため、協議会の代表者等をメンバーとする住民自治協議会連絡会（以下「連絡会」という。）を設置するものとする。

2 連絡会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 協議会相互の交流、連携等に関する事。
- (2) 協議会の活動状況の報告に関する事。
- (3) 地域自治システムの見直しに関する事。
- (4) その他市との連絡調整に関する事。

3 第1項の規定にかかわらず、協議会が組織されていない地域において、準備会が組織されているときは、当該準備会の代表者等がメンバーとして参加できるものとする。

4 連絡会には、必要に応じてメンバー以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

5 連絡会の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。